

教会が銀行より借入れをする場合は？

法人実務のしおり

／宗教法人課



法人事務を上手にすすめる9つのポイント！

1

責任役員会を開
きます

銀行より借入れをするこ
とについて、責任役員会議
で全員の同意を得ます。
(会議録を作成しておきま
す)

2

銀行と下相談を
します

銀行と借入金額及び借入
れ条件等について下相談を
行います。

3

責任役員会を開
きます

借入れ条件等について、
責任役員会議で全員の同意
を得ます。(会議録を作成
しておきます)

4

直属教会長の同
意を得ます

借入れ又は担保に提供す
ることについて、直属教会
長(代表役員)の同意を得
ます。(同意書を作成してお
きます)

5

本部(表統領)
の承認を得ます

長期借入承認願又は基本
財産担保提供承認願を直属
教会世話人の承諾を得て、
本部・宗教法人課へ提出し
ます。願書の書式は教務必
携をご参照下さい。

6

公告をします

10日間以上(公告の最初
の日と最後の日は日数に入
らないため実質的には12
日)、教会の掲示板に提示
します。(公告証明書を作成
しておきます)

7

しばらく期間を
置きます

公告終了後、一カ月間の
期間を置きます。

8

銀行より融資を
受けます

担保提供の場合は、抵当
権設定の登記が行われます。

9

返済終了後、「届」
を提出します

「完済届」を本部・宗教法
人課へ提出します。担保提
供の場合は、抹消登記の後
「担保解除届」も提出します。

抵当権と根抵当権の違いは？

抵当権とは、教会が銀行より借入れをして返済出来なかったとき、銀行への借入金の返済を優先的に行なうことが出来るように、不動産の登記簿に設定する登記です。

根抵当権とは抵当権と同じ登記ですが、一度、限度額を設定すれば、その額の範囲内での借入れについては、新たに担保設定する必要がない登記です。

抵当権は、借入れのたびにその登記が必要ですが、根抵当権は同じ銀行ならば、借入れを行うたびごとの登記の手間と費用を節約することが出来ます。

これらの抵当権設定の登記には、登録免許税が課税されます。税額は借入金額(限度金額)に1000分の4の税率をかけた額となります。

抵当権設定に関する登録免許税の税率

借入金額（限度金額）	0.4%

願書名あれこれ

・長期借入承認願

銀行（金融機関）より会計年度を越えて借入れをする場合。

・基本財産（一部）担保提供承認願

教会名義の土地（建物）を担保に提供して借入れをする場合。

(注) 原則として神殿、教祖殿及びその敷地は担保に提供することは出来ません。

・長期借入更正願

・基本財産（一部）担保提供更正願

先に承認された借入れ条件などを変更する場合。詳しくは宗教法人課へご相談下さい。

※借入金の返済が終了したら、速やかに「届」を本部・宗教法人課へ提出します。

・長期借入の場合 ⇒ 「完済届」

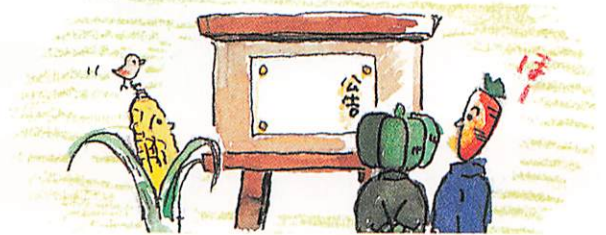
・担保提供の場合 ⇒ 返済終了後→「完済届」
担保解除後→「担保解除届」

教会規則第十九条とは？

宗教法人である教会が借入れや担保提供をしたり、または財産の処分や境内建物の新築等、重要な行為をしようとするときは、表の図のような手続きをするように、それぞれの教会規則の19条に定められています。

特に、公告の手続きの中で、信者その他の利害関係人から異議があった場合は、誠意をもって対処して下さい。

(注) 直属教会及び大型法人は規則の条項が違います。



銀行に提出する書類は？

- ① 責任役員会議事録（写）
- ② 公告文（写）及び公告証明書
- ③ 収支決算書（3年分）
- ④ 連帯保証人（代表役員・責任役員個人）の印鑑証明書
- ⑤ 宗教法人の登記簿謄本
- ⑥ 宗教法人の印鑑証明書
- ⑦ 土地・建物の登記簿謄本

上記のほか、つぎのような書類が必要となる場合もあります。

※ 神殿・教職舎を普請する場合

- ・ 見積書
- ・ 建築工事請負契約書等

※ 土地を購入する場合

- ・ 売買契約書
- ・ 国土法の許可書等